

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年10月13日（金） 午前9：00 ～

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員（12人）

委員	草刈弘幸
	神原秀吾
	萩原眞壽雄
	井上誠
	野々上良弘
	高木宣美
	小椋義宣
	春名義昭
	春名昌美
	青木英隆
	新田 茂

欠席者

上山光重

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
議案第1号 農地法第4条による許可申請書について
議案第2号 利用権の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	上山 隆浩
事務員	豊福 靖宏
事務員	山本 優奈

事務局長

それでは、ただいまから10月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。本日は上山委員からのご欠席の連絡が入って居ます。その後農業委員会の研修がありますので、あとでご案内させて頂きます。それでは、会長よろしくお願ひします。

会長

みなさん、おはようございます。天候もこんな感じなん一日ゆっくりと研修もふまえておりますのでよろしくお願ひします。それと、衆議院選が22日という事でもう投票に行かれたかたもいると思ひますけれども、農業行政について各党政の流れをみると、なんとなく票集めの文章かな。という感じを受けるんですけど、これからの日本を担う皆さんに1票入れる皆さんですので、しっかりと農業行政をみて投票して頂きたいと思ひます。今日これから審議がありますけど、皆さんよろしくお願ひします。以上です。

それでは、これより議題に入りたいと思ひます。事務局の方から進めさせて頂きます。

失礼します。

議案第1号

農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請の承認についてです。

3ページをご覧下さい。

土地の所在地は 長尾■■■■■■■■■■ 登記地目 田 面積 ■■■■m²

申請者 ■■■■■■氏 転用目的は露天駐車場です。

5ページが申請書になります。

6ページ目が被害防除計画です。

今回■■■■■■氏のはなれを空き家として、貸し出すということで、新たに駐車場が必要となり、他に適当な土地がないため、転用申請がなされています。

近隣に農地もなく、問題ないかと思われます。

8ページ目が転用に関する誓約書、9ページ目が水利に関する承諾書になります。

10ページ目が登記記録、11ページから12ページ目が申請のあった土地の位置図及び地積図になります。13ページ目が利用計画図です。

14ページから16ページが預貯金通帳の写し、17ページが駐車場の見積書となり、転用を実施するために必要な資力が確認できます。18ページは■■■■■■■■■■への委任状となります。

ご参照下さい。以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ致します。

委員

はい、■■■■■■さんから話しがありました。横の離れを空き屋対策じゃないんですけど、貸出をするということで、それにあたって門の駐車場より下の畑を、いつまで言う事ない出来なくなるので、駐車場にしたいという事で申請を出してもらいました。なんの問題も無いと思うんですけど、水路の上も承諾を得て、水利組合の承諾も得てやっております。よろしくお願ひします。

委員

全部コンクリート。

委員

いやいや上がり口だけで、後はそのままです。土もそのまま。

会長

いいですかね。

委員

それと、これこれだけ個人情報、個人情報、いよるのに。

委員

通帳をのせるのは。

委員

どうなんかな。役場がわかればええ事で、ここには金額をのせない方がええんじゃないんかな？前にも言ったとおもうんじゃけどな一

事務局

これ、資料として添付することが必要なんです。

委員

前は無かったもんな一最近入り出した。

委員

やかましく言い出した。

事務局

金額が入ってなかったら、転用されなかったっていう例があるんです。添付しないさい。という事で。

委員

金がないもんはせんで。

事務局

それがですね、農地法上申請手続きの書類に書いてあるんです。

委員

それはええんじゃけど、農業委員会までださんでもええ。金額までださんでもええ言う事

事務局

基本的にはこの委員会は個人情報を取り扱うので。

委員

その事はわかっとなんじゃけど。

事務局

なんで、守秘義務を守ってもらってもらう前提で話しをさせてもらってます。

委員

いや、こんな相談があって、こんな金額の通帳を作らんといけんのだろうか。準備せな
いけんがな。お金があるかないかとか、無いとは思わんけど、こういうを作らないけん
のかっていうあれもあったんじゃけど。

委員

事務局長はどうしても現金を確認する。もしくは通帳をよは通帳が無ければ現金を役場
に持ってきて下さい。って言う事になるケースがあるんです。なんで確認必ずしないとい
けないのはあるんですけど、農業委員会で事務局確認でってなると、

事務局

一応証拠書類を残してないといけない。っていうのがあるので

委員

いや、証拠書類はわかるんじゃけど。

事務局

事務局で処理出来るものはして、こちらの会議まではそこら辺の考慮して、みんな守秘義
務があってそのへんはわかっとなんじゃけど、やはりどっかでみられるという可能性がない
とは言えないので、できたら

会長

ちょっとこのことは検討します。のせなくてもいいようなら、事務局で確認したと言う事
でよろしくをお願いします。

委員

事務局なり会長なりが確認すればいいんじゃない。

委員

これで2回目かな。■■■■さん時にあったような気がする。2回目じゃは、その時も感
じがよーないな。とおもったんじゃけど。

委員

ここに上がる前に、事務局で確認しました。言う事でできんかな？

事務局

ここの委員さんが許可を出す時の資料の確認をしてもらう必要はあると思いますので、そ
の時に通帳の表とかは全部消させてもらって、残高だけを皆さんに同時に確認して頂くとい
う。方法もあります。

委員

そでもええ。

委員

これ通帳の動きがあるで、

委員

通帳の残高証明があったらええんじゃないん。

委員

中の電気代じゃなんじゃかんじゃはいらん

委員

僕らは知る必要が無いんじゃないけん。ちょっとお金がいるけど、残高証明して下さいってしていかなー

委員

確認を

委員

事務局でしてみて

委員

それから、ここで見てもらって

事務局

僕が確認するには法令上書いてあるので、というのは認識しているんですけど

委員

ここで抜くかな？終わってから

うーシュレッダーでもかけてなー

委員

それか1枚だけまわしたらええがん。確認

委員

検討してください。

会長

一応検討して下さい。

事務局

はいわかりました。

会長

それでは次の案件へ

4ページをご覧下さい。

議案第2号 利用権の設定についてです。

利用権の設定をうける者 大字長尾 ■■■■■番地 ■■■■■ 氏

利用権の設定をする者 大字長尾 [redacted] 番地 [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

大字長尾 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

大字長尾 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

作物は水稻です。

契約期間 平成29年10月1日～平成39年9月30日までの10年間です。

無償での貸し借りで、使用貸借権の設定になります。

19ページが設定書類になり、設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

20ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ致します。

委員

はい、[redacted]からも相談がありまして、ご存じの通り、家の上てから3枚 [redacted]所から3枚。 [redacted]ずっとされよりもしますので、頑張ります。という事なんで、よろしくお願ひします。

委員

もう全部3枚ともなん。

委員

そうそうそう。年をとってできん。ということなんで、よろしくお願ひします。

会長

えっと皆さんの方から何か意見はありませんか。

委員

別に無いです。

会長

あとはちゃんと管理していただくという事なんで、 [redacted]にもよろしくお願ひします。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員